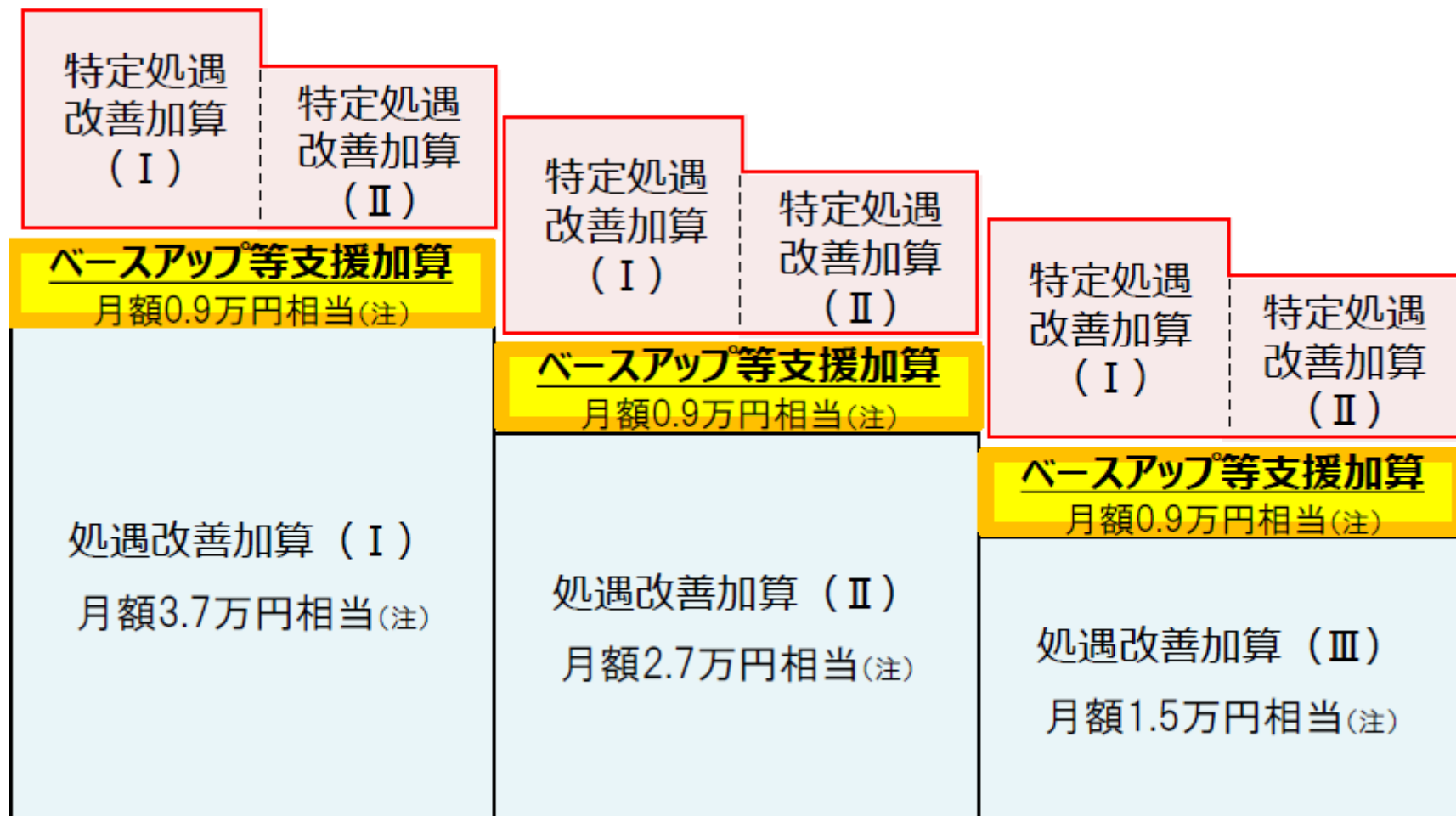


## 介護職員等特定処遇改善加算について

(介護予防) 訪問看護・(介護予防) 訪問リハビリテーション・(介護予防) 居宅療養管理指導  
(介護予防) 福祉用具貸与・特定(介護予防) 福祉用具販売を除く

# 介護職員処遇改善加算等の算定イメージについて

令和元年10月から、従来の介護職員処遇改善加算に対して、介護職員等特定処遇改善加算が新たに介護報酬に上乗せされています。さらに、令和4年10月から、介護職員処遇改善加算に上乗せする形で、介護職員等ベースアップ等支援加算が創設されました。



〔注：事業所の総報酬に加算率（サービス毎の介護職員数を踏まえて設定）を乗じた額を交付。〕

# 加算対象サービスと加算率について

介護職員等特定処遇改善加算の算定額の計算方法は下記のとおりです。

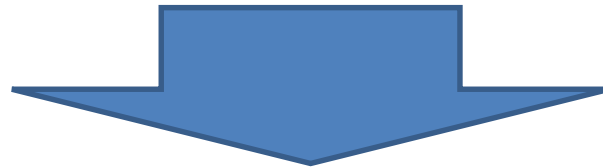
$$\begin{aligned} \text{算定額} = & (\text{介護報酬総単位数} - \text{介護職員処遇改善加算} - \text{介護職員等ベースアップ等支援加算}) \\ & \times \text{サービス別加算率 (1単位未満端数四捨五入)} \\ & \times \text{1単位の単価 (算定結果については1円未満端数切捨て)} \end{aligned}$$

加算対象サービス	加算Ⅰ	加算Ⅱ
訪問介護	6.3%	4.2%
(介護予防) 訪問入浴介護	2.1%	1.5%
通所介護	1.2%	1.0%
(介護予防) 通所リハビリテーション	2.0%	1.7%
(介護予防) 短期入所生活介護	2.7%	2.3%
(介護予防) 短期入所療養介護	老健：2.1% 病院・介護医療院等老健以外：1.5%	老健：1.7% 病院・介護医療院等老健以外：1.1%
(介護予防) 特定施設入居者生活介護	1.8%	1.2%
介護老人福祉施設	2.7%	2.3%
介護老人保健施設	2.1%	1.7%
介護療養型医療施設	1.5%	1.1%
介護医療院	1.5%	1.1%

# 算定要件について①

要件	摘 要
要件1	サービス提供体制強化加算等を算定していること。 詳細は次ページ「介護職員等特定処遇改善加算の算定要件について②」
要件2	現行の介護職員処遇改善加算Ⅰ，Ⅱ又はⅢのいずれかを算定していること。
要件3	職場環境の改善の取り組みを複数行っていること。
要件4	介護職員等特定処遇改善加算に基づく取り組みについてホームページ等で公表していること。 (令和4年度より算定要件)

- 要件1，要件2の算定すべき加算については，介護職員等特定処遇改善加算の届出時までに算定を開始していることが必要です。
- 介護職員等特定処遇改善加算の届出時に，要件1又は要件2の算定すべき加算が算定見込みである場合には，計画書中に「算定見込み」である旨記載してください。
- 算定に当たっては，**加算を取得する月の前々月の末日まで**に，介護給付費算定に係る体制等に関する届出書を，長寿社会政策課・保健福祉事務所に提出してください。



加 算 種 別	満たすべき要件
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	要件1，要件2，要件3，要件4のすべて
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	要件2，要件3，要件4のすべて

## 算定要件について②

介護職員等特定処遇改善加算Ⅰの算定要件として算定すべき加算については、サービス毎に異なりますのでご注意ください。

サービス種別	算定すべき加算
訪問介護	特定事業所加算Ⅰ又はⅡ
(介護予防) 訪問入浴介護	サービス提供体制強化加算Ⅰ又はⅡ
通所介護	〃
(介護予防) 通所リハビリテーション	〃
(介護予防) 短期入所生活介護	〃
(介護予防) 短期入所療養介護	〃
特定施設入居者生活介護	サービス提供体制強化加算Ⅰ, Ⅱ, 若しくは入居継続支援加算Ⅰ又はⅡ
介護予防特定施設入居者生活介護	〃
介護老人福祉施設	サービス提供体制強化加算Ⅰ, Ⅱ 又は日常生活継続支援加算
介護老人保健施設	サービス提供体制強化加算Ⅰ又はⅡ
介護療養型医療施設	〃
介護医療院	〃

# 賃金改善の方法について①

賃金改善に当たっては、職員をaからcのいずれかのグループに割り振る必要があります。また、それぞれの職員に対して以下の配分方法に賃金改善を実施してください。

グループ	配分対象	要件	配分方法
a	経験・技能のある介護職員	<p>(1)介護福祉士であること。</p> <p>(2)割り振る職員を決定する際に考慮</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所属法人での勤続年数が10年以上を基本とする。</li> <li>・他の法人での経験、当該職員の業務や技能等を考慮。</li> </ul>	<p>(1)最低1人以上に下記のどちらかあるいは両方の改善を事業所毎に行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平均して月額8万円以上の賃金改善</li> <li>・年額440万円以上の賃金改善</li> </ul> <p>(2)下記のいずれかの場合等で合理的な理由を説明できる際は(1)の要件を満たさなくともよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所規模が小さく、加算額が少額。</li> <li>・職場全体の賃金水準が低く、直ちに1人の賃金水準をあげることができない。</li> <li>・賃金改善を行うための規程の整備や研修・実務研修等に一定の時間を要する。</li> </ul>
b	他の介護職員	a以外の介護職員	<p>下記の数式を満たすように配分すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>bの賃金改善額の平均額 &lt; aの賃金改善額の平均額</b>(※)</li> </ul>
c	その他の職種	a及びb以外のすべての職員	<p>(1)下記の数式を満たすように配分すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ cの賃金改善額の平均額 <math>\times 2 \leq</math> bの賃金改善額の平均(※)</li> </ul> <p>(2)「cの賃金改善後の平均賃金額 <math>\leq</math> bの賃金改善後の平均賃金額」となっている場合は(1)の要件を満たさなくともよい。</p> <p>(3)改善後の賃金額が440万円を上回らないこと。</p>

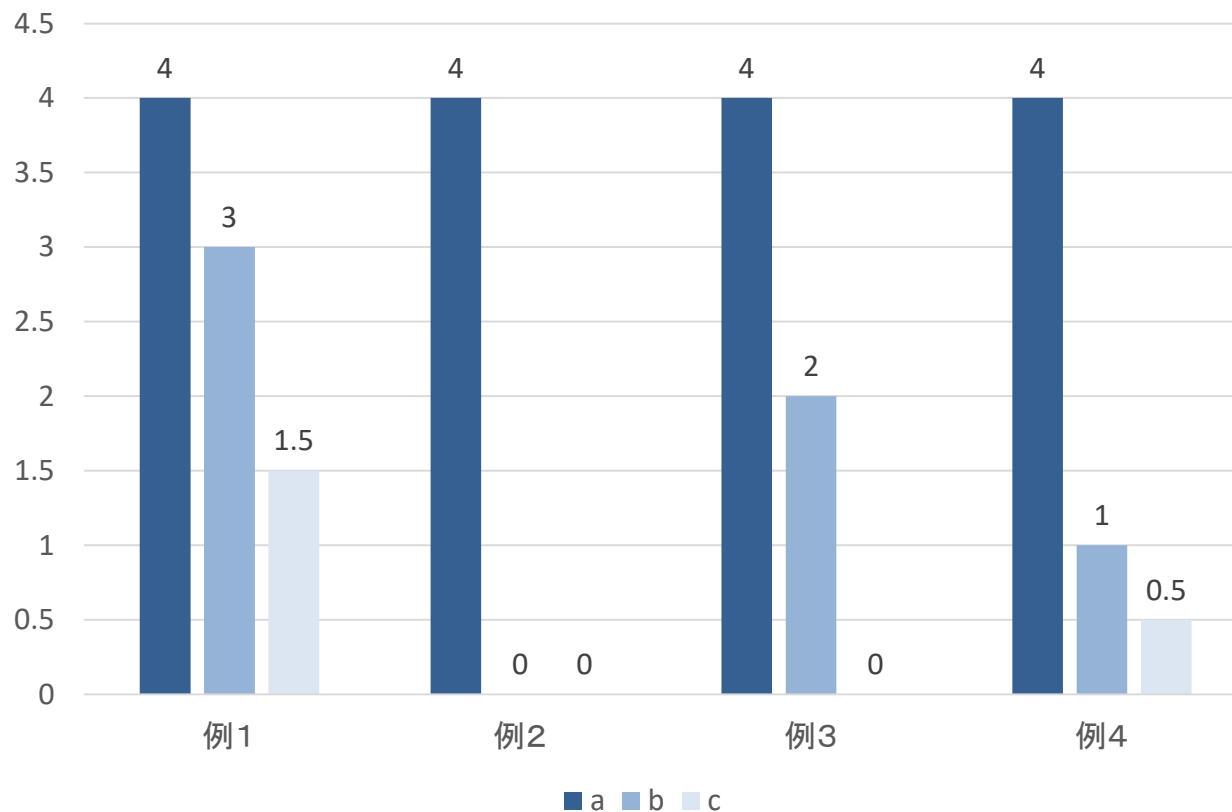
※各グループの平均賃金改善額の比率については、「賃金改善の方法について②」で説明します。

## 賃金改善の方法について②（一般的な配分比率）

介護職員等特定処遇改善加算によるaからcのグループへの賃金配分の方法については一定の原則が定められています。また、下記に配分方法の比率の参考例を示します。

**原則：** 「aの平均賃金改善額 > bの平均賃金改善額」  
かつ 「bの平均賃金改善額  $\geq$  cの平均賃金改善額  $\times 2$ 」

### 認められる配分比率の例

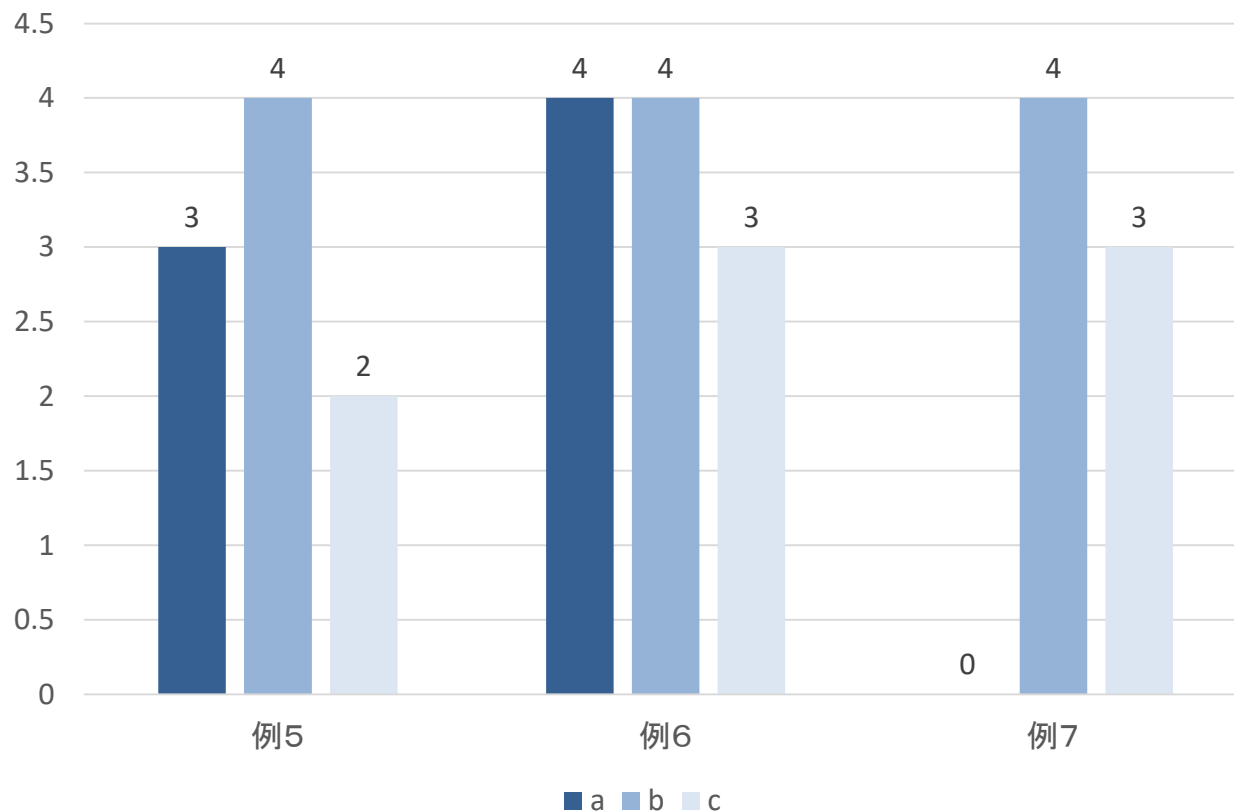


## 賃金改善の方法について③（認められない配分比率）

介護職員等特定処遇改善加算によるaからcのグループへの賃金配分の方法の原則に反しており、認められない配分比率の例を示します。

**原則：** 「aの平均賃金改善額 > bの平均賃金改善額」  
かつ 「bの平均賃金改善額  $\geq$  cの平均賃金改善額  $\times$  2」

### 認められない配分比率の例



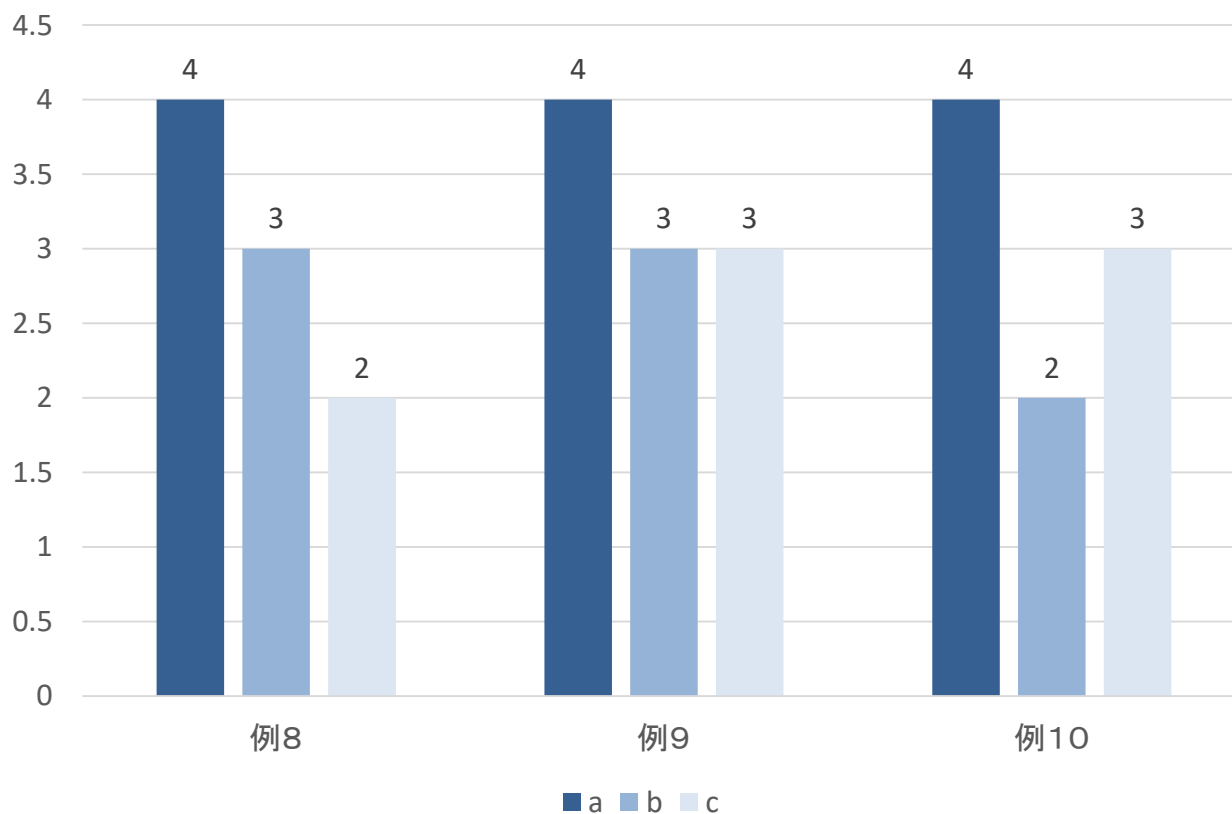


## 賃金改善の方法について④（例外的に認められる配分比率その1）

介護職員等特定処遇改善加算によるaからcのグループへの賃金配分の原則を満たしていないものの、一定の条件を満たせば例外的に加算が認められる場合があります。その場合の参考例を示します。

**条件：**「cの賃金改善後の平均賃金額 $\leq$ bの賃金改善後の平均賃金額」の場合  
**例外：**「aの平均賃金改善額 $>$ bの平均賃金改善額」を満たす必要があるが、  
「bの平均賃金改善額 $\geq$ cの平均賃金改善額 $\times 2$ 」は満たさなくてもよい。

### 例外的に認められる配分比率の例



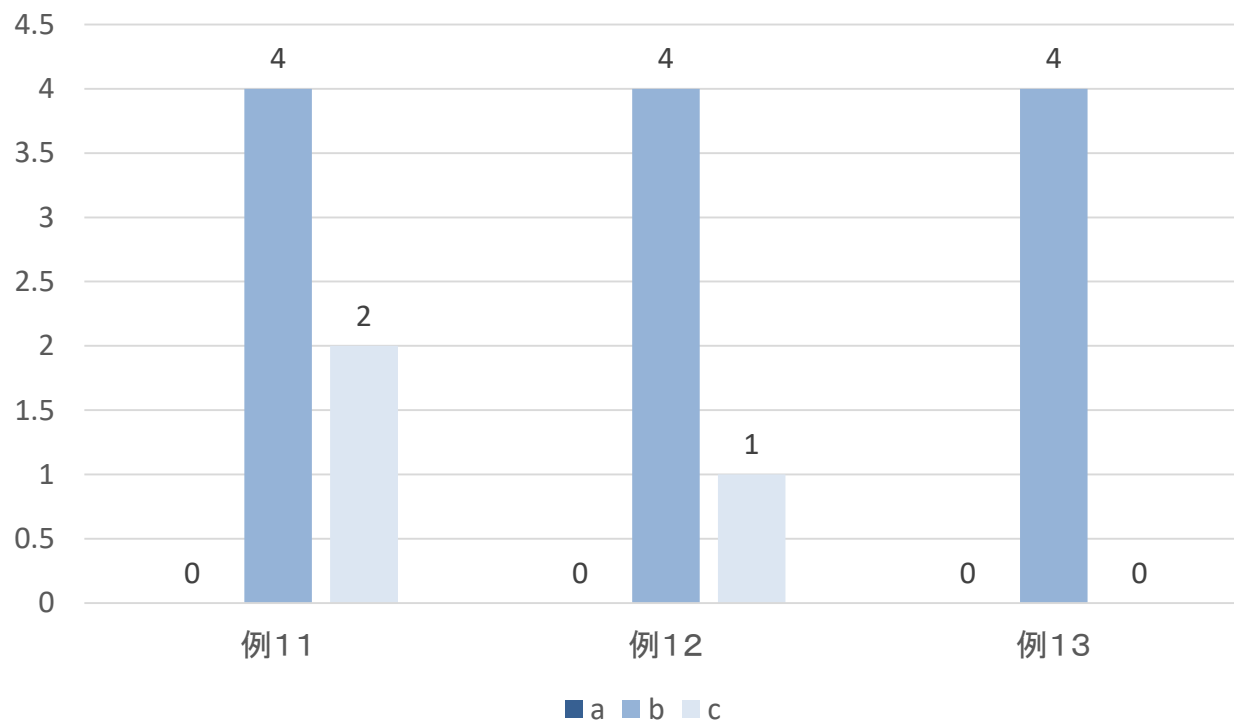
## 賃金改善の方法について⑤（例外的に認められる配分比率その2）

介護職員等特定処遇改善加算によるaからcのグループへの賃金配分の原則を満たしていないものの、一定の条件を満たせば例外的に加算が認められる場合があります。その場合の参考例を示します。

**条件：「介護福祉士の資格を有する者がいない」又は「介護職員間における経験・技能に明らかな差が無い」場合**

**例外：「a（経験・技能のある介護職員の）グループ」を設定しなくてもよいが、「bの平均賃金改善額 $\geq$ cの平均賃金改善額 $\times 2$ 」は満たす必要がある。**

### 例外的に認められる配分比率の例



## 各種算定要件における注意点

- **月額平均8万円の賃金改善となる者又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者が、申請事業所数分設定されているか。**

経験技能のある介護職員（Aグループ）を設定する場合、月額平均8万円の賃金改善となる者又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者を、申請事業所数分設定しなければならない。設定できない場合は、その理由を計画書等に記載する必要がある。（介護保険最新情報vol.1133「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」）
- **A・B・Cグループ間の分配比率は上限を超えていないか。**

A・B・Cグループのそれぞれの賃金改善に要する費用の見込額の平均が、原則として $A > B \geq C \times 2$ 以内に収まっている必要がある。（介護保険最新情報vol.1133「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」）
- **特定処遇改善加算に基づく取組みを公表しているか。**

介護職員特定処遇改善加算の取得状況と賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を、介護サービスの情報公表制度等を活用し、外部から見える形で公表している必要がある。（介護保険最新情報vol.1133「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」）
- **介護福祉士の配置要件を満たしているか。（介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ）**

加算Ⅰの算定要件として介護福祉士の配置要件（＝サービス提供体制強化加算等の取得要件）がサービス毎に設けられており、それらの加算を算定している必要がある。（介護保険最新情報vol.1133「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」）

- 介護保険最新情報vol.1133

『介護職員処遇改善加算，介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について』（令和5年3月1日老発0301第2号厚生労働省老健局長通知）

※令和5年度以降の処遇改善加算等に係る届出についてはこちらの通知が適用されます（令和5年度分の計画書についてもこちらを使用してください）。

- 介護保険最新情報vol.1136

『「介護職員処遇改善加算，介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和4年度分）」の一部改正について』（令和5年3月17日老発0317第4号厚生労働省老健局長通知）

※令和4年度分の実績報告は，こちらの通知の別紙様式3を使用してください。